

播磨町国土強靱化地域計画

令和5年3月修正

播磨町

目 次

1. 国土強靱化の基本的な考え方	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	1
1.3 計画期間	1
2. 町の概要	2
2.1 町の概要	2
3. 町の災害履歴	3
3.1 地震の被災履歴	3
3.2 津波の被災履歴	5
3.3 風水害の被災履歴	7
4. 今後発生が予想される災害	8
4.1 海溝型巨大地震（津波含む）	8
4.2 直下型地震	12
4.3 大雨による浸水被害	18
4.4 台風による風害・高潮・高波	19
4.5 その他事故・災害	20
5. 地域強靱化に向けた基本目標等	22
5.1 目標設定の考え方	22
5.2 基本目標	22
5.3 事前に備えるべき目標	22
5.4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	23
6. 地域強靱化に向けた推進方針	25
6.1 起きてはならない最悪の事態別の主な取り組み	25
7. 計画の推進	43
7.1 計画の推進と見直し	43

（別紙）強靱化を推進する主な事業（令和2年度～令和6年度）

1. 国土強靱化の基本的な考え方

1.1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月の東日本大震災の経験をふまえ、国では平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布、施行した。また、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を定め、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めている。

兵庫県においては、これまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の主な取組み・指標と目標を定める「兵庫県強靱化計画」を平成 28 年 1 月に策定、令和 2 年 3 月に改定している。

これら国、県の動きにあわせて本町は、近い将来発生するとされる南海トラフ地震や多発する集中豪雨、巨大化する台風などに備えて、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず町民の生命及び財産を守るために、本町の強靱化の指針となる播磨町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となる計画である。

そのため、町政運営の基本方針である「播磨町総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、災害対策基本法に基づき策定した「播磨町地域防災計画」等とも整合を図りながら策定する。

1.3 計画期間

本計画は、長期的な展望と社会経済情勢の変化や国の強靱化施策の推進状況に応じるため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とする。

2. 町の概要

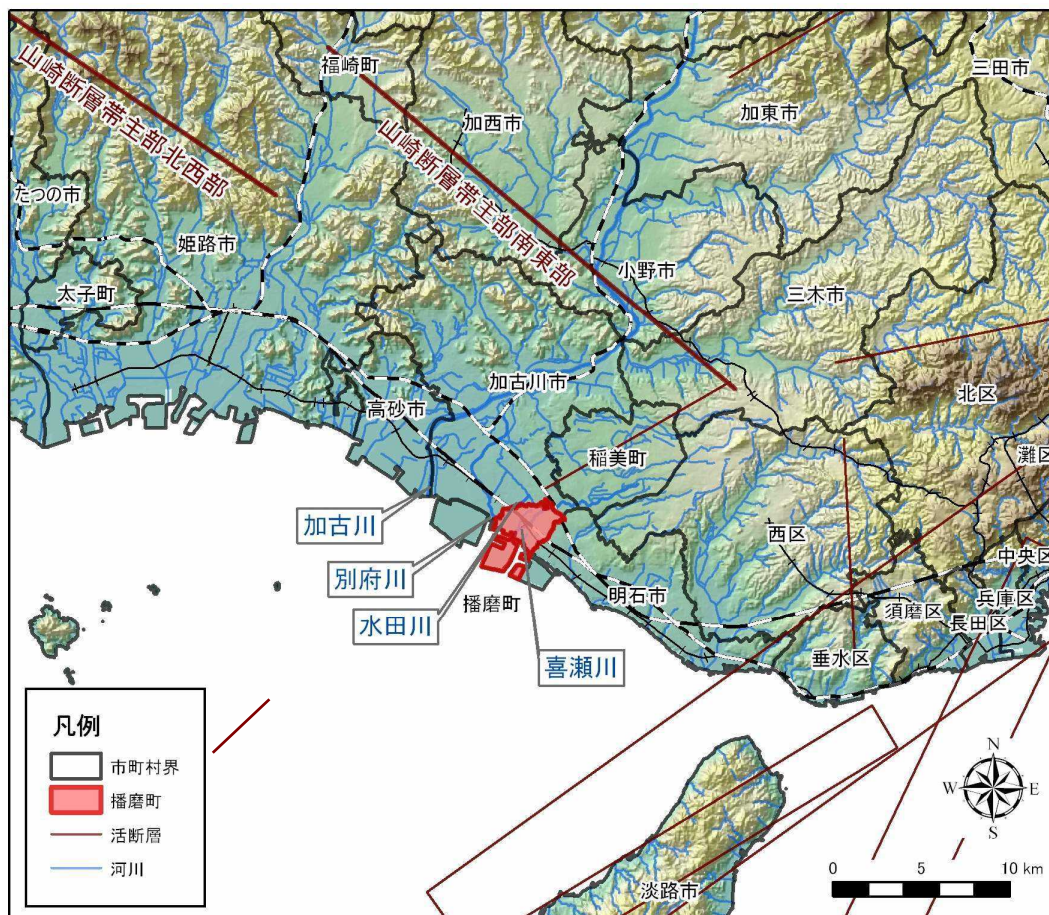
2.1 町の概要

播磨町（以下「町」という。）は、兵庫県南部の中央に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は明石市に、西と北は加古川市に接しており、町域の面積は9.13㎢である。

地形は、播磨灘を埋め立てた人工島を有しており、山林や丘陵地はなく全般的に平坦な地形を呈している。中央部を喜瀬川が播磨灘に流れ込んでおり、西部には別府川の支流である水田川が流れている。また町域内に12のため池が点在している。

町の気候は、全体として温和であり、年平均気温は16℃前後、年間降水量は1,300mm前後、年平均風速は3.5m/s前後である。

<播磨町の位置図>



3. 町の災害履歴

3.1 地震の被災履歴

3-1-1. 過去の地震一覧

有史以来、兵庫県内に震度5弱以上を与えたと推定される地震は、下表のとおりである。

過去における南海トラフの海溝型地震では昭和21年の南海地震（死者50人、負傷者69人）、内陸直下型地震では平成7年の兵庫県南部地震（死者6,434人、行方不明者3人、負傷者43,792人）が、被害の大きい地震であった。

＜兵庫県のどこかに震度5弱以上を与えたと推定される地震＞

番号	発生年月日	(推定) 規模 (M)	備考
1	599. 5. 28 (推古 7. 4. 27)	7.0	
2	701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26)	7.0	
3	745. 6. 15 (天平 17. 4. 27)	7.9	
4	827. 8. 11 (天長 4. 7. 12)	6.5~7.0	
○ 5	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	8.0~8.5	
7	938. 5. 22 (承平 8 (天慶 1) . 4. 15)	7.0	
8	1096. 12. 17 (嘉保 3 (永長 1) . 11. 24)	8.0~8.5	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24)	8 _{1/4} ~8.5	
10	1449. 5. 13 (文安 6 (宝徳 1) . 4. 12)	5 _{3/4} ~6.5	
11	1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	8.2~8.4	
12	1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8)	6.5~7.0	
13	1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20)	6.0 ⁺ -1 ₄	
14	1596. 9. 5 (文録 5 (慶長 1) . 7. 13)	7 _{1/2} ⁺ -1 ₄	
15	1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ~7.6	
16	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	8.4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延 4 (宝暦 1) . 2. 29)	5.5~6.0	
18	1854. 12. 23 (嘉永 7 (安政 1) . 11. 4)	8.4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永 7 (安政 1) . 11. 5)	8.4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6 (文久 4 (元治 1) . 1. 28)	6 _{1/4}	
21	1891. 10. 28 (明治 24)	8.0	濃尾地震
○ 22	1916. 11. 26 (大正 5)	6.1	
○ 23	1925. 5. 23 (大正 14)	6.8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7 (昭和 2)	7.3	北丹後地震
25	1927. 3. 12 (昭和 2)	5.2	京都府沖
26	1946. 12. 21 (昭和 21)	8.0	南海地震
27	1963. 3. 27 (昭和 38)	6.9	越前岬沖地震
◎ 28	1995. 1. 17 (平成 7)	7.3	兵庫県南部地震
29	2000. 10. 6 (平成 12)	7.3	鳥取県西部地震
○ 30	2013. 4. 13 (平成 25)	6.3	淡路島地震
31	2018. 6. 18 (平成 30)	6.1	大阪府北部地震

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

3-1-2. 平成7年阪神・淡路大震災の町における被害

平成7年の兵庫県南部地震では、兵庫県内で甚大な被害が発生した。
兵庫県及び町での被害状況は、以下のとおりである。

<平成7年阪神・淡路大震災の町における被害>

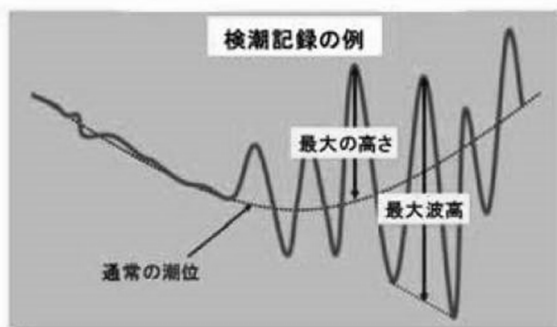
地震の発生状況 (気象庁発表)	ア 発生年月日	平成7年1月17日、午前5時46分	
	イ 地震名	平成7年兵庫県南部地震	
	ウ 震央地名	淡路島	
		- (北緯34度36分 東経135度02分)	
	エ 震源の深さ	16km	
	オ 規模	マグニチュード7.3	
	カ 最大加速度	818gal (南北成分、神戸海洋気象台(当時))	
キ 最大震度	神戸市、芦屋市、西宮市、北淡町、 一宮町、津名町の一部で震度7		
被害の状況 (平成18年5月19日確定報)	ア 災害救助法指定市町数	10市10町	
	イ 死者	6,402名	
	ウ 行方不明者	3名	
	エ 負傷者	40,092名	
	オ 倒壊家屋	240,956棟	439,608世帯
	カ 避難箇所数・人数	1,153箇所	316,678人
	町の被害状況 (平成16年12月28日現在)	ア 負傷者(重傷)	1人
イ 住居被害(半壊)棟数		11棟	
ウ 住居被害(半壊)世帯数		16世帯	

3.2 津波の被災履歴

3-2-1. 兵庫県で観測された津波（検潮記録）

兵庫県で観測された津波の主なものは、下表のとおりである。

検潮記録が得られるのは、近年のものに限られるが、より古い時代においては、ここに掲載した事例を上回るような津波があったことには留意する必要がある。



津波の高さ: 通常の潮位から津波によって上昇した高さ

津波の波高: 山から谷または、谷から山の高さ

< 兵庫県で観測された津波（検潮記録） >

番号	地震			津波（最大波高）	
	発生年月日	地震名	震源	神戸港	洲本港
1	昭和 27 年 11 月 4 日	カムチャッカ地震	カムチャッカ半島 南東沖	記録なし	19cm
2	昭和 35 年 5 月 23 日	チリ地震	チリ沖	56cm	59cm
3	昭和 38 年 10 月 13 日	エトロフ島沖地震	択捉島南東沖	10cm	3cm
4	昭和 39 年 3 月 28 日	アラスカ地震	アラスカ南部	23cm	14cm
5	昭和 40 年 2 月 4 日	アリューシャン地震	アリューシャン 列島中部	8cm	4cm
6	昭和 43 年 4 月 1 日	日向灘地震	日向灘	11cm	5cm
7	昭和 58 年 5 月 26 日	日本海中部地震	秋田県沖	(津居山 54cm)	
8	平成 5 年 7 月 12 日	北海道南西沖地震	北海道南西沖	(舞鶴 70cm)	
9	平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震	大阪湾	6cm	—
10	平成 16 年 9 月 5 日	なし	三重県南東沖	5cm	—
11	平成 21 年 1 月 4 日	なし	インドネシア ・ パプア	8cm	—
12	平成 22 年 2 月 27 日	なし	チリ中部沿岸	21cm	19cm
13	平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	三陸沖	53 cm	43 cm

※兵庫県南部地震は欠測時間があり、記録された中での最大波高であり、実際の高さはこの記録より高い可能性がある。

※1～6、9～13 神戸海洋気象台検潮記録（当時） 8 舞鶴海洋気象台検潮記録（当時）

* 以上のデータは「検潮概報」「潮汐観測」より抜粋。

7 兵庫県編「兵庫県における災害（明治 40 年～昭和 60 年）」

3-2-2. 南海トラフ地震による津波の記録

南海トラフ地震による津波の記録としては、以下に示すようなものが残っている。

(1) 1854年12月24日の安政南海地震

「大阪では木津川・安治川の26の橋破壊、水死 341人、道頓堀で路上に潮溢れ、東堀まで泥水上がる。堺では川筋に船流れ込み、橋8カ所破壊。尼崎では内川の水面1丈余増し、死者100余人、流失家屋60棟・・・」との記録

出典：『日本被害津波総覧』（渡辺偉夫、平成10年、東京大学出版会発行）

(2) 1946年（昭和21年）12月21日の南海地震

<1946年（昭和21年）12月21日の南海地震>

地震			津波（最大波高）
発生年月日	地震名	震源	
昭和21年 12月21日	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250cm 由良町 100cm 灘村 150cm 沼島村 150cm 阿万町 150cm 志筑町 100cm

出典：兵庫県災害誌（昭和29年）

3.3 風水害の被災履歴

3-3-1. 過去の風水害の被害一覧

町で発生した既往の風水害は、下表のとおりである。

<町における風水害の被害一覧>

No	年月日	気象状況	被害概要
1	昭和40年 9月10日	台風23号 (災害救助法適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・軽傷 3人 ・全壊及び流出 15棟 ・半壊 45棟 ・一部損壊 1,825棟 ・床上浸水 453棟 ・床下浸水 376棟
2	昭和50年 8月23日	台風6号	水田川洪水
3	昭和55年 8月31日	低気圧	水田川洪水
4	昭和57年 8月1日	台風10号	水田川洪水
5	昭和57年 8月19日	低気圧	水田川洪水
6	昭和58年 9月28日	台風10号	水田川洪水
7	平成2年 9月18日	台風19号	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水 10棟 ・床下浸水 288棟
8	平成16年 8月30日	台風16号	高潮 <ul style="list-style-type: none"> ・床下浸水 7棟
9	平成16年 9月29日	台風21号	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水 5棟 ・床下浸水 51棟
10	平成16年 10月20日	台風23号	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水 7棟 ・床下浸水 36棟
11	平成23年 9月4日	台風12号	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水 12棟 ・床下浸水 25棟
12	平成24年 7月6日	大雨	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> ・床下浸水 10棟
13	平成25年 9月4日	大雨	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水 1棟 ・床下浸水 22棟
14	平成26年 8月10日	台風11号	水田川洪水 <ul style="list-style-type: none"> ・床下浸水 13棟

4. 今後発生が予想される災害

4.1 海溝型巨大地震（津波含む）

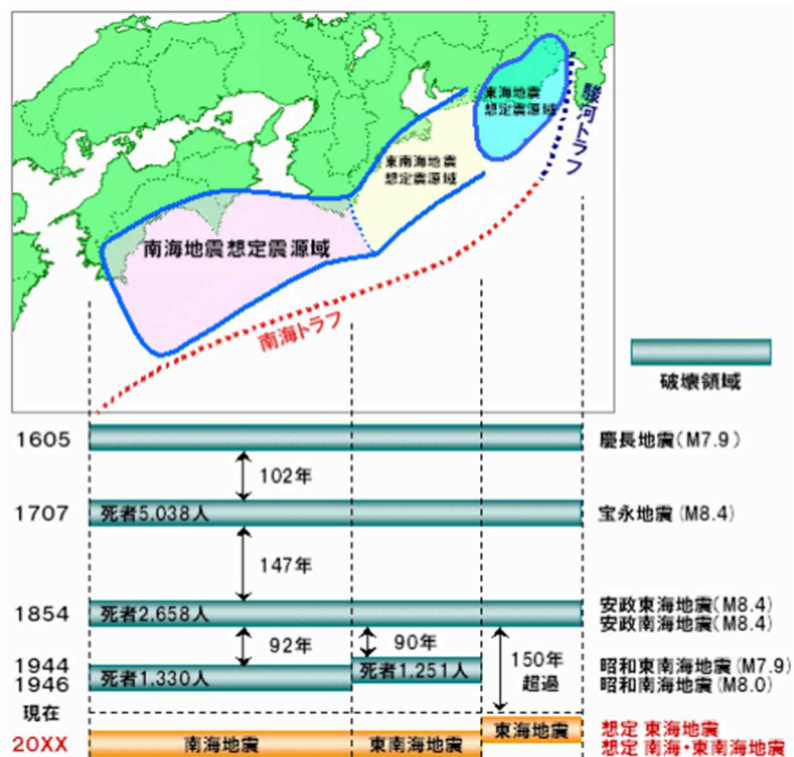
4-1-1. 海溝型巨大地震の発生確率

南海トラフで発生する地震は、多様性に富むため、次の地震の震源域の広がりや正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難と言われている。ただ、南海地域、東海地域で同時に発生する地震と、時間をおいて発生する地震があり、時間をおいて発生する場合でも、数年以内にもう一方で地震が発生しており、両領域はほぼ同時に活動しているとみなせる。南海トラフ全体を一つの領域と考えると、大局的には100～200年間隔で繰り返し大地震が発生しているといえる。（参考：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）平成25年5月地震調査研究推進本部）

＜南海トラフで次に発生する地震の発生確率（算定基準日 H31. 1. 1）＞

領域	規模	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ全域	M8～9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度 もしくはそれ以上

＜東海地震と東南海・南海地震の発生サイクル＞



4-1-2. 海溝型巨大地震の被害想定（内閣府）

東日本大震災を受け、国では「南海トラフ巨大地震」の検討を進めており、平成 24 年 8 月 29 日に、内閣府から被害想定結果（第二次報告）が公表され、この被害想定について、建築物や人口、ライフライン等のデータ及び津波避難意識アンケート結果等の最新のデータに基づいた再計算による被害想定が令和元年 6 月に公表された。

＜南海トラフ巨大地震の被害想定結果＞

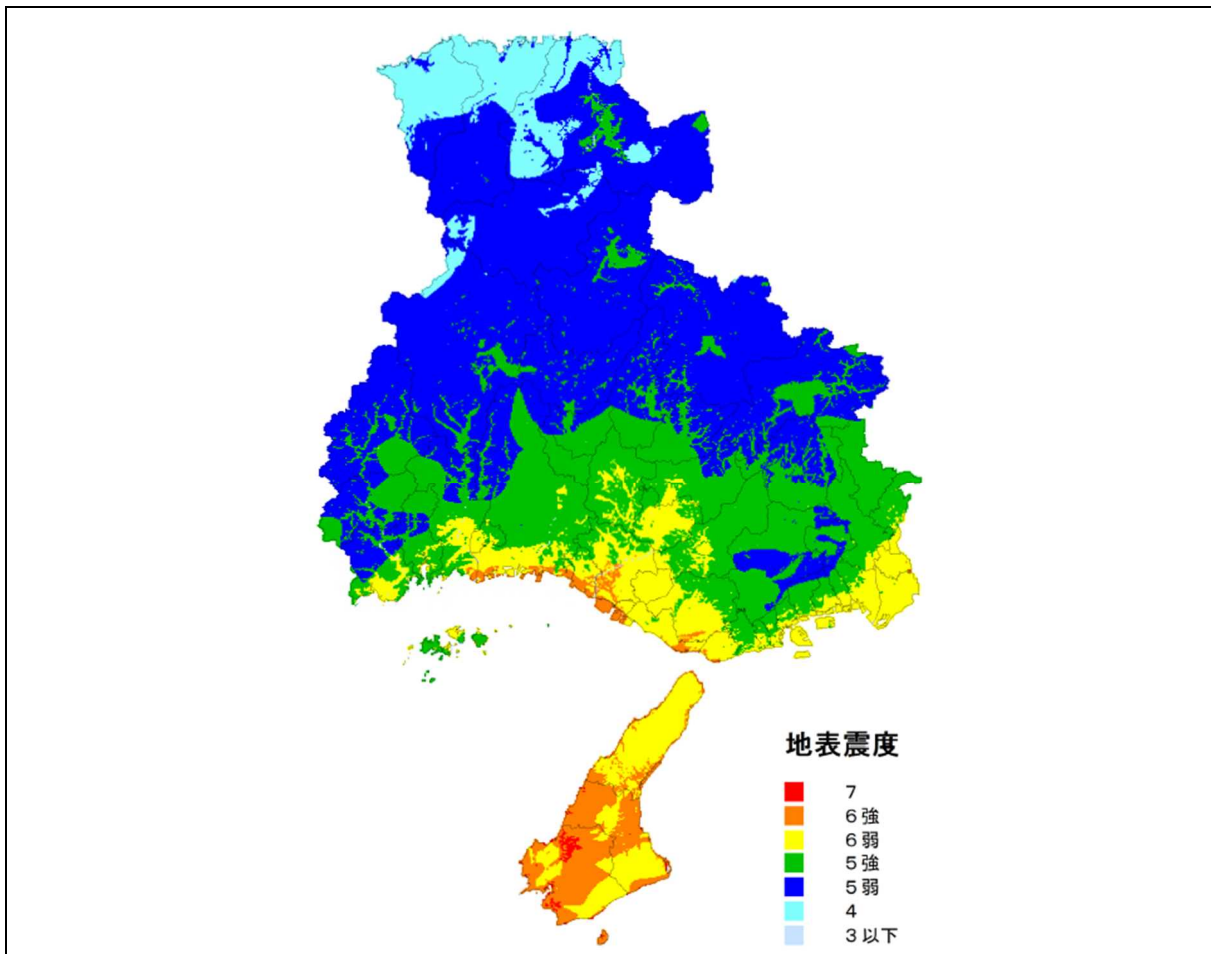
被害想定項目	第二次報告 想定内容	第一次報告 想定内容
地震動	震度 6 強	震度 6 強
津波高（満潮時）	3.0m※1	2.8m
津波高が 1m に到達する時間	109 分※2	90～120 分
浸水面積	不明	—
全壊棟数（兵庫県内）	45,000 棟	—
死者数（兵庫県内）	3,100 人	—

※1 小数点第 1 位は切り上げ。

なお、従前の国想定は 2.25m、兵庫県暫定想定（2 倍想定）は 3.85m。

※2 M8 を超えるような地震の際に気象庁が発表する地震発生から津波到達までの時間は兵庫県瀬戸内海沿岸で 10～20 分。

＜南海トラフの巨大地震による最大クラスの震度分布＞



4-1-3. 海溝型巨大地震の被害想定（兵庫県）

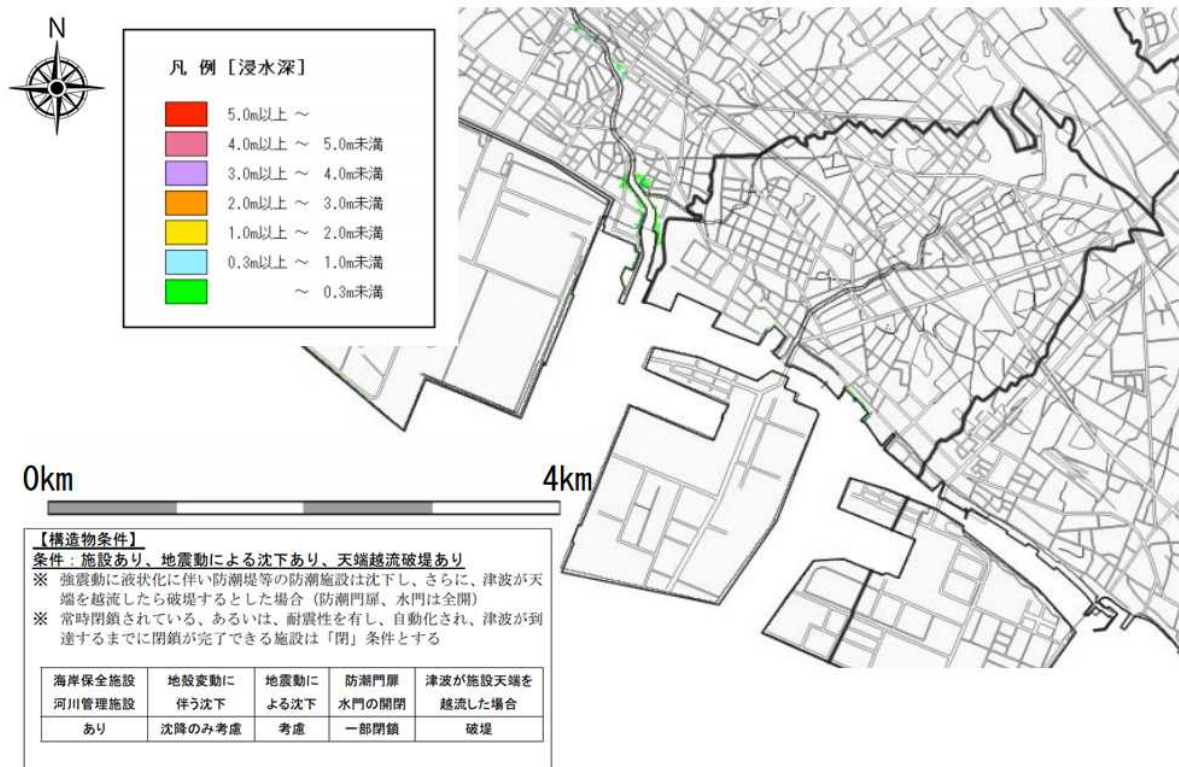
兵庫県は、東日本大震災を踏まえて国が検討した南海トラフの巨大地震に係る地震モデル及び津波の推計結果を基本に、兵庫県における被害想定を取りまとめており、津波浸水想定区域については、「南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（播磨地区）」として平成26年2月19日に、その他の被害想定については「南海トラフ巨大地震津波被害想定」として平成26年6月3日にそれぞれ公表している。

以下に被害想定結果を示す。

<想定外力>

30年発生確率		70～80%	
想定規模（マグニチュード）	強震断層域	M9.0	
	津波断層域	M9.1	
想定最大震度		震度6強	
津波	最大津波水位（T.P.（m））	2.2	
	1m津波の到達時刻（分後）	110	
	浸水面積（ha）	3m以上	0
		1m以上	微少
		0.3m以上	3
0.3m未満		0	

<兵庫県津波浸水想定図（播磨町）>



<町における被害想定（詳細）>

		冬5時	夏12時	冬18時	左記の 最大値※
原因別 建物全壊棟数	計	341	336	354	354
	揺れ	331	331	331	331
	液状化	2	2	2	2
	火災	8	3	21	21
	土砂災害	0	0	0	0
	津波	0	0	0	0
原因別 建物半壊棟数	計	1,688	1,689	1,685	1,689
	揺れ	1,629	1,630	1,626	1,630
	液状化	58	58	58	58
	火災	0	0	0	0
	土砂災害	0	0	0	0
	津波	1	1	1	1
原因別死者数	計	21	10	18	23
	揺れ	20	10	15	20
	(うち屋内収容物落下等)	(1)	(0)	(1)	(1)
	火災	1	0	3	3
	土砂災害	0	0	0	0
	津波	0	0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0	0
	交通(道路)	0	0	0	0
原因別負傷者数	計	344	228	238	347
	揺れ	342	225	233	342
	(うち屋内収容物落下等)	(16)	(11)	(12)	(16)
	火災	0	0	0	0
	土砂災害	0	0	0	0
	津波	0	0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	1	3	3
	交通(道路)	2	2	2	2
原因別重傷者数	計	32	26	26	33
	揺れ	32	26	25	32
	(うち屋内収容物落下等)	(3)	(2)	(2)	(3)
	火災	0	0	0	0
	土砂災害	0	0	0	0
	津波	0	0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	1	1
交通(道路)	0	0	0	0	
避難者数	当日	819	811	833	833
	1日後	819	811	833	833
	1週間後	765	767	785	785
	1ヶ月後	395	396	405	405
帰宅困難者数	当日	-	2,170	1,517	2,170
ライフライン施設の被害	断水人口(1日後)	7,811	7,811	7,811	7,811
	下水道支障人口(1日後)	748	748	748	748
	停電(1日後)	軒	384	384	384
	通信支障回線(1日後)	回線	467	467	467
	復旧対象となるガス供給停止(1日)	戸	0	0	0
震災廃棄物発生量	計	37~38	37~38	38~39	38~39
	災害廃棄物	36	36	37	37
	津波堆積物	1~2	1~2	1~2	1~2

※内訳が示されている項目における計は、内訳における最大値の計であるため、必ずしもそれぞれの計と一致しない。

4.2 直下型地震

4-2-1. 活断層について

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半（直近数千年の記録の残っている有史時代以前の時代、およそ数十万年前）に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層である。しかし、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。

日本列島は、地質時代後半に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布している。1995年の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることになった。

4-2-2. 兵庫県の地震被害想定

兵庫県では、平成21年度及び22年度の2カ年をかけて、最新の研究成果を反映し、兵庫県に被害を発生する可能性のある地震について詳細な地震被害想定の見直しを実施した。以下に被害想定結果を示す。

<兵庫県の地震被害想定結果>

地震	兵庫県全体	町
山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）地震	全壊棟数：64,988棟 死者数：3,953人	全壊棟数：888棟 死者数：59人
上町断層帯地震	全壊棟数：95,275棟 死者数：5,999人	全壊棟数：30棟 死者数：2人
中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）地震	全壊棟数：41,746棟 死者数：2,404人	全壊棟数：36棟 死者数：2人
養父断層帯地震	全壊棟数：415棟 死者数：27人	全壊棟数：0棟 死者数：0人

4. 今後発生が予想される災害

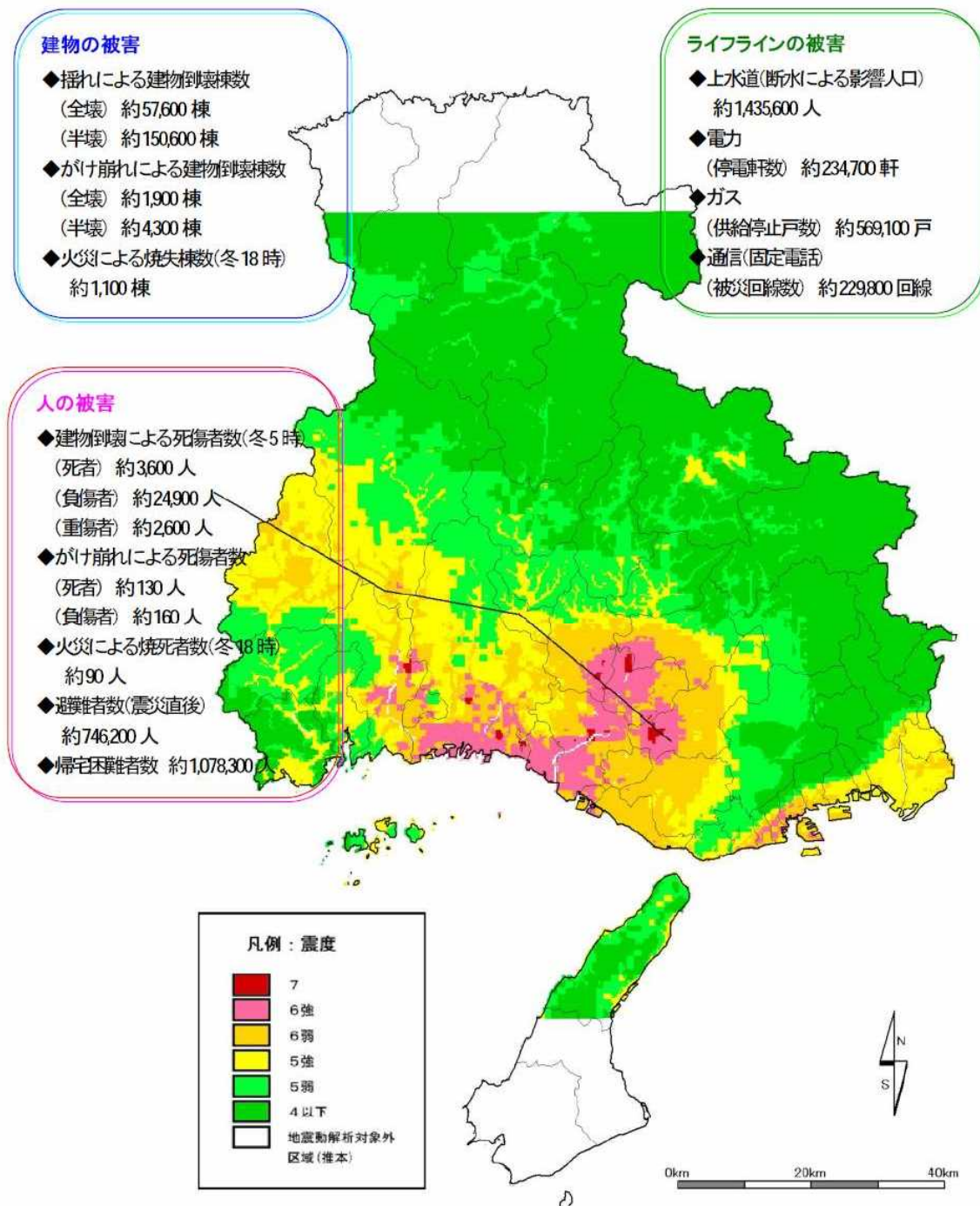
< 町における被害想定（詳細） >

想定地震名				山崎断層帯 (大原・土方・安富・主部南東部)地震	上町断層帯 地震	中央構造線 断層帯(紀淡海峡-鳴門海峡)地震	養父断層帯 地震	
30年発生確率				0.1~3%	3%以上	0.1~3%	0.1~3%	
想定規模(マグニチュード)				M8.0	M7.5	M7.7	M7.0	
想定震度			震度	6強	5強	5強	4以下	
揺れによる 建物被害	揺れ	全壊	棟	797	2	6	0	
		半壊		2,392	64	156	0	
	液状化	全壊		91	28	30	0	
土砂災害による 建物被害	がけ崩れ	全壊	棟	0	0	0	0	
		半壊		0	0	0	0	
火災による建物被害		焼失	棟	20	1	1	0	
道路の被害		橋梁被害	箇所	0	0	0	0	
ライフライン施設の 被害	上水道	断水人口1日目	人	26,918	875	10,134	1	
		復旧日数	日	46	46	46	4	
	下水道	支障人口1日目	人	9,887	796	3,140	0	
		復旧日数	日	140	11	45	0	
	電力	停電	軒数	3,439	111	133	0	
	ガス	供給停止	戸数	3,000	0	0	0	
	通信	固定電話	回線数	(162~2,435)	(90)	(90~162)	0	
その他の施設の被害(震度6弱以上の エリア内)	危険物施設	高圧ガス第1種製造所	施設数	25	0	0	0	
		石油コンビナート等特定事業所		3	0	0	0	
		毒物劇物		4	0	0	0	
	避難所	12		0	0	0		
	病院	0		0	0	0		
	福祉施設	11		0	0	0		
	警察施設	0		0	0	0		
	消防施設	1		0	0	0		
	文化財	3		0	0	0		
	河川堤防	一級河川		8	0	0	0	
		二級河川		16	0	0	0	
ため池		12	0	0	0			
震災廃棄物発生量			千トン	489	33	47	0	
建物倒壊による死傷者数 (早朝5時)	死者	死者	人	51	1	1	0	
		負傷者		423	7	18	0	
		重傷者		44	1	1	0	
がけ崩れによる死傷者数	死者	死者	人	0	0	0	0	
		負傷者		0	0	0	0	
火災による死者数	焼死者	焼死者	人	2	1	1	0	
		死者		1	0	0	0	
交通施設による 死傷者数	道路	死者	人	7	0	0	0	
		負傷者		1	0	0	0	
		重傷者		5	0	0	0	
	鉄道	死者		16	0	0	0	
		負傷者		5	0	0	0	
		重傷者		5	0	0	0	
避難者数	建物被害	避難者	人	5,201	86	215	0	
	断水(1日後)	避難者		7,303	315	3,623	0	
	避難者総数			12,503	401	3,837	0	
	避難所生活者(10時間後)			3,251	104	998	0	
	帰宅困難者			4,382	4,382	4,382	1,268	
物資不足量(4日後)	食糧	食糧	食	-29,205	9,430	-2,101	10,744	
		飲料水		リットル	-39,949	-1,314	-12,845	0
		毛布		枚	3,256	4,547	4,026	4,600
		被服		セット	-1,344	-53	-574	0
		仮設トイレ		基	-13	-1	-6	0
		簡易トイレ		基	-113	16	-36	21
経済被害	直接被害	億円	億円	843	38	59	0	
	間接被害			47	6	8	0	

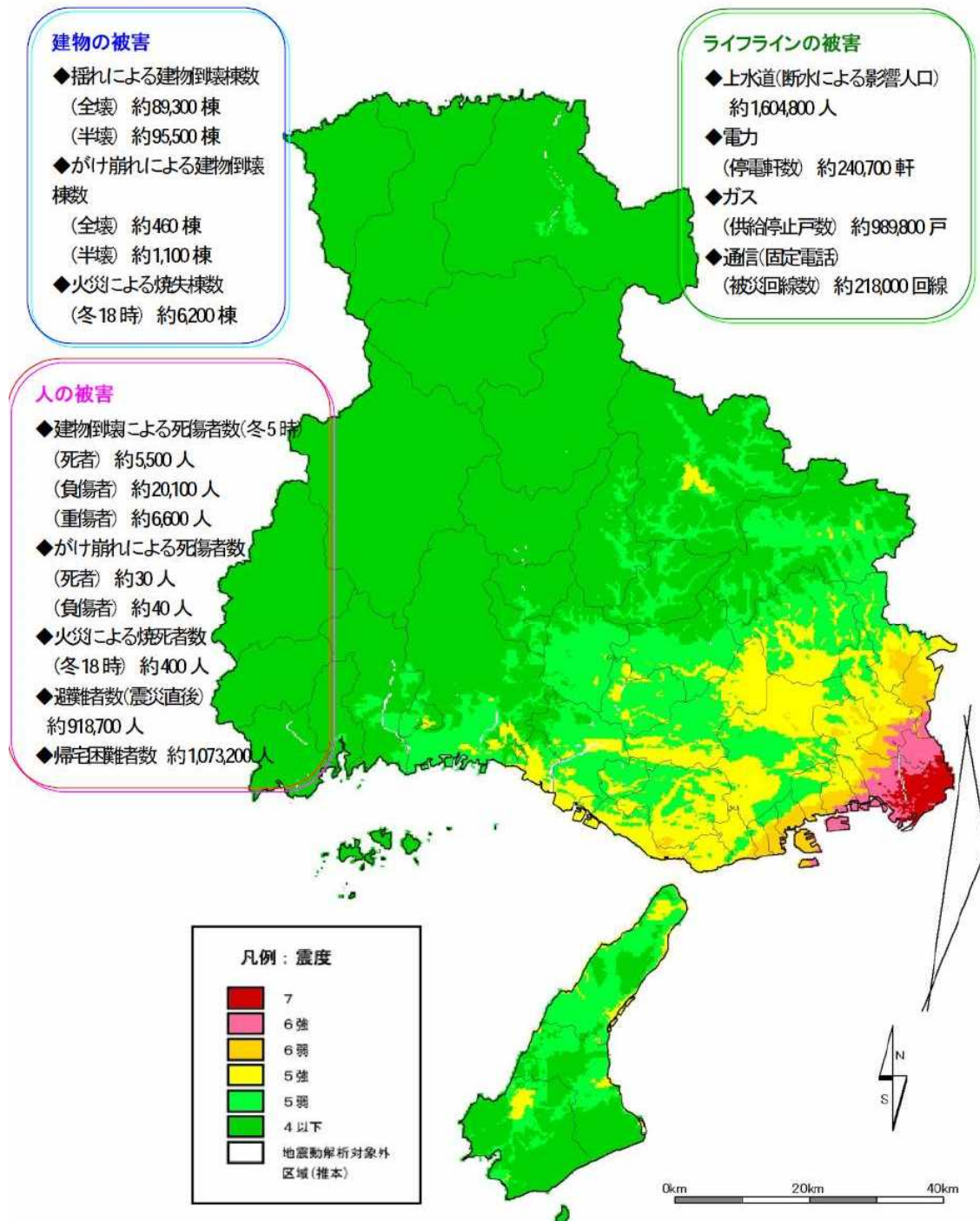
※避難者数について ①建物被害避難者：地震により「自宅での生活が不能な者」の数、②断水避難者：地震による断水により「自宅での生活が不能な者」の数、③避難者総数：①+②、④避難所生活者：指定避難所で避難生活を送る避難者数、③との差分は「疎開者、広域避難者」。

※固定電話の被害想定について 西日本電信電話株式会社の提供データによる。被害想定の基本となる想定震度は次のとおり。山崎断層帯：想定震度6弱~7、上町断層帯：想定震度5強、中央構造線断層帯：想定震度5強~6弱。

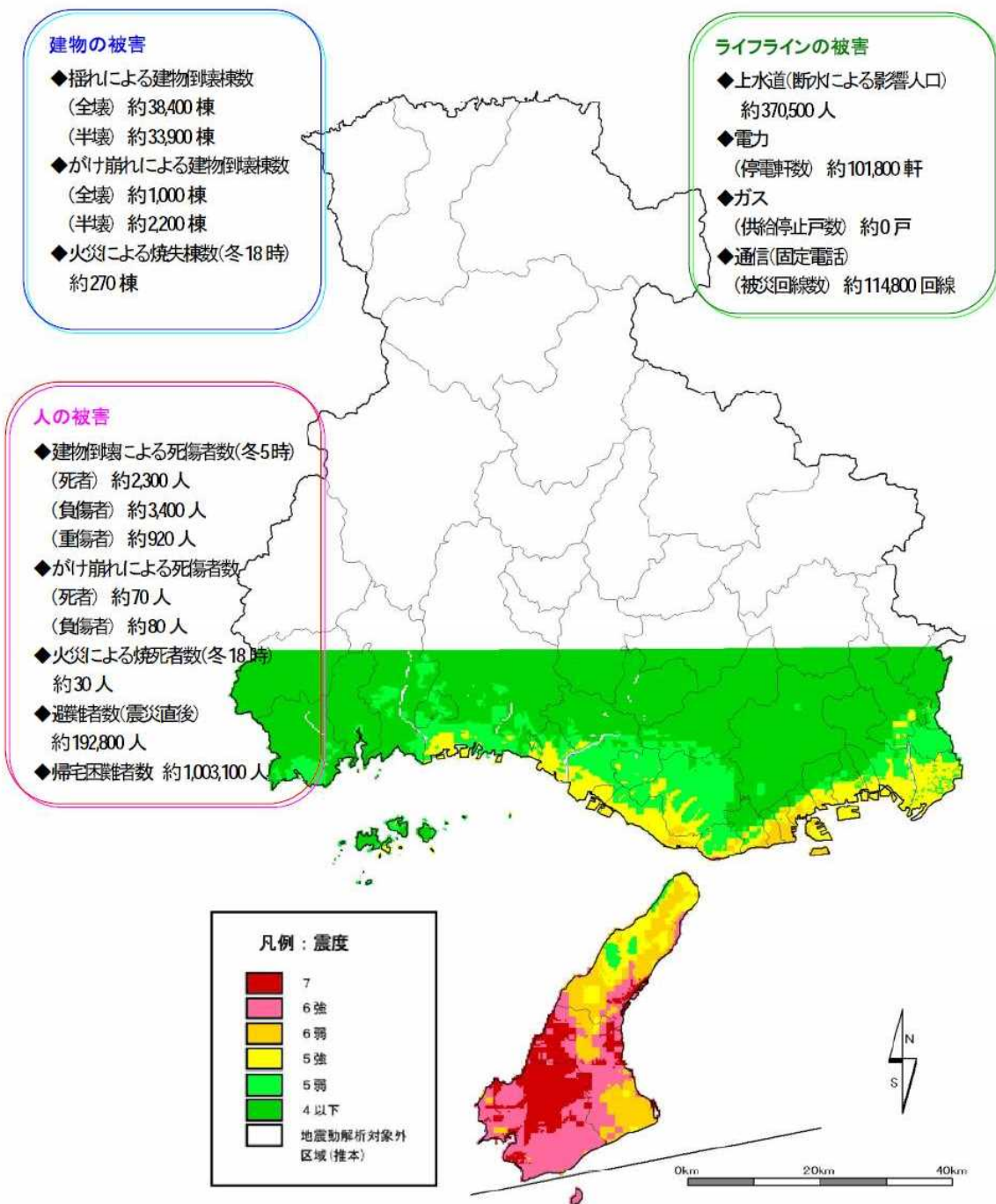
<山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）地震の被害想定>



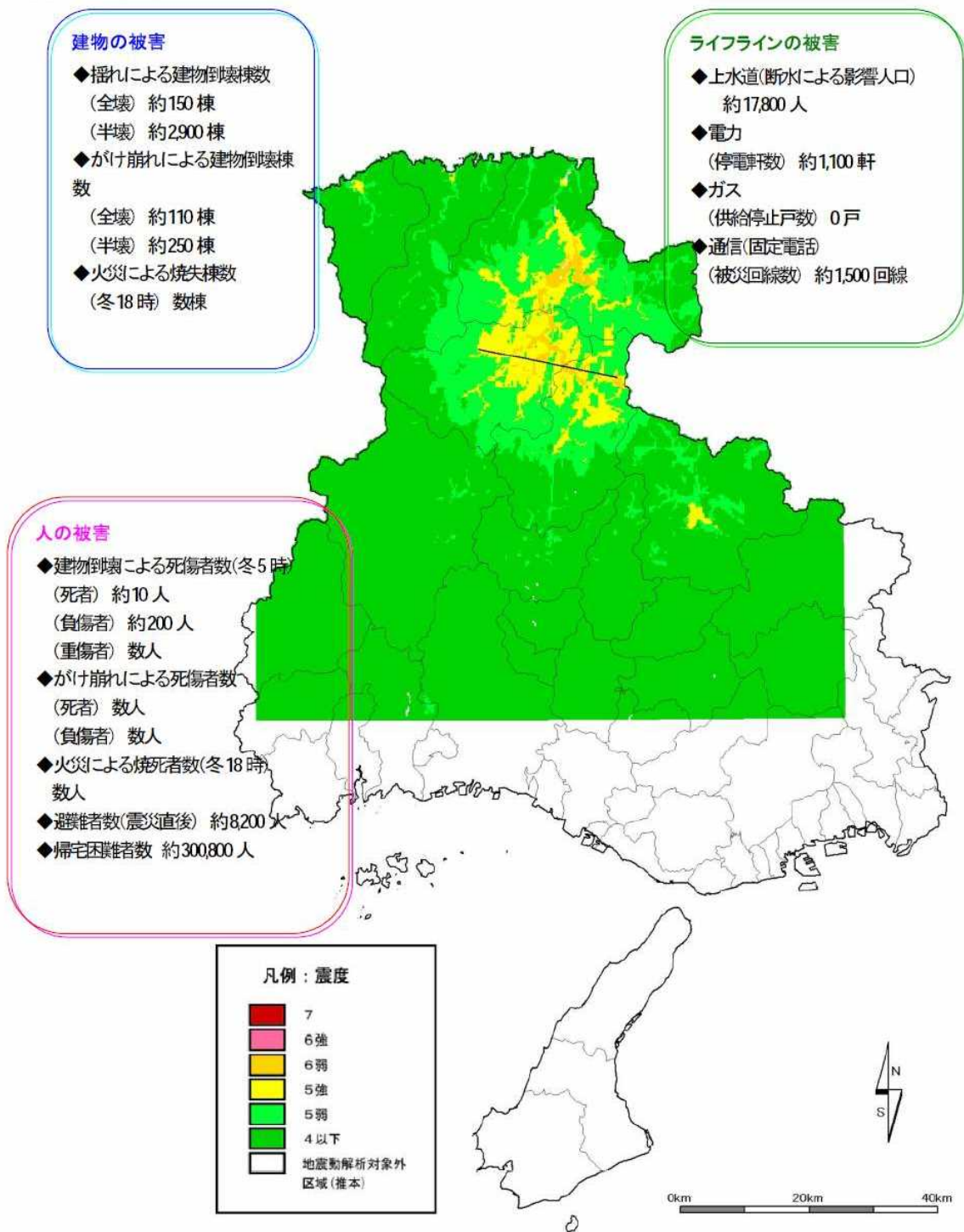
< 上町断層帯地震の被害想定 >



< 中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）地震の被害想定 >



< 養父断層帯地震の被害想定 >



4.3 大雨による浸水被害

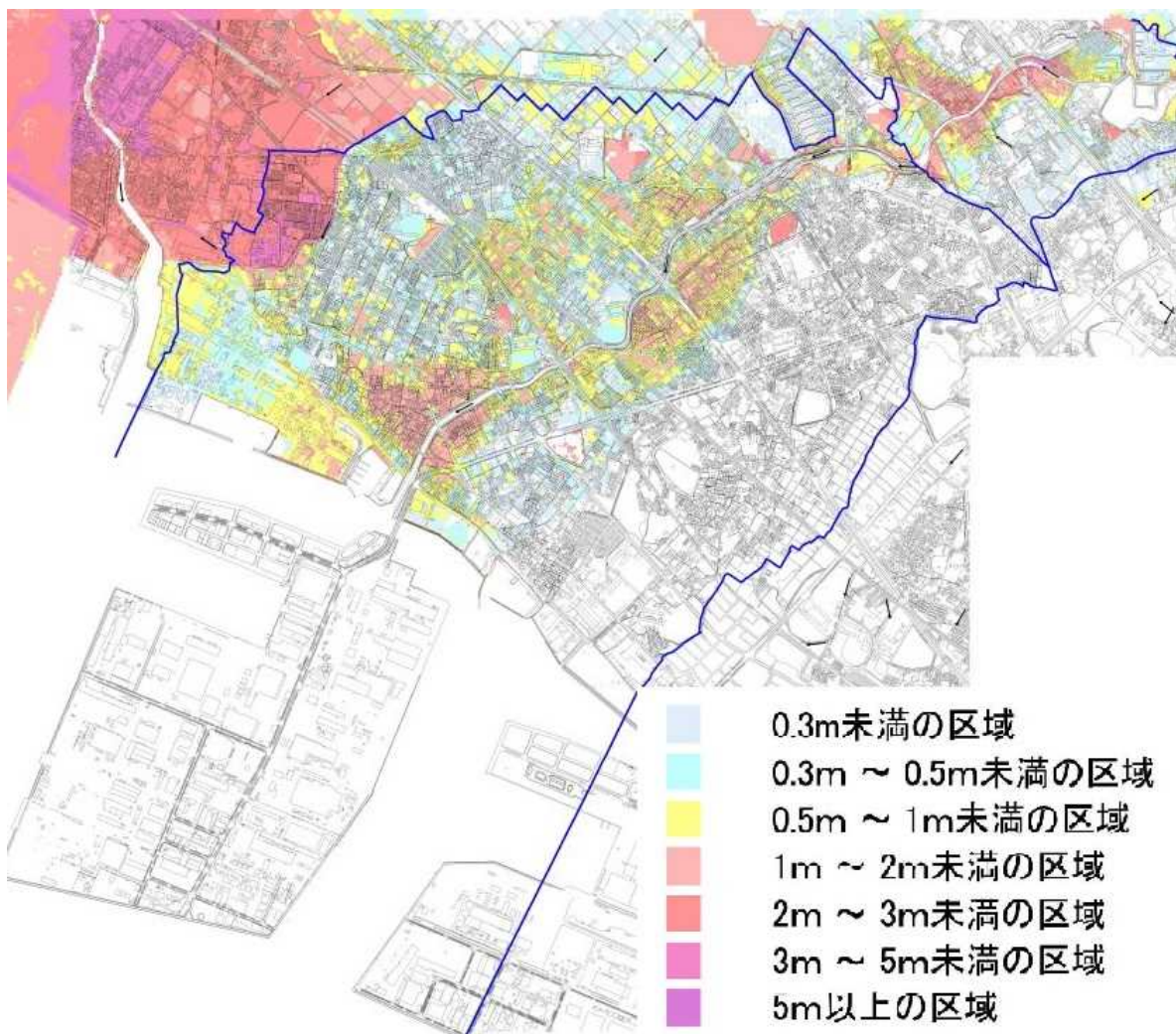
町では、大雨による加古川、水田川、喜瀬川においては、大雨によって仮に堤防が決壊等した場合の浸水する範囲と深さを示した浸水想定区域図により、浸水被害が予測されている。

なお、浸水被害の予測は無いが、局地的な大雨が発生した場合、町内どこでも水路等から水が溢れるような浸水被害は発生する可能性がある。

<計算条件>

加古川	概ね 1000 年に 1 回程度起こる大雨 (加古川流域の 2 日間の総雨量 750mm)
水田川	概ね 1 回/1000 年超の確率で起こる大雨 (24 時間総雨量 772mm)
喜瀬川	概ね 1000 年に 1 回程度起こる大雨 (12 時間総雨量 551mm)

<加古川・水田川・喜瀬川浸水想定区域>



4.4 台風による風害・高潮・高波

4-4-1. 風害

町では、強風による被害として、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが想定される。過去平均風速が 30m/s を超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

4-4-2. 高潮・高波による被害

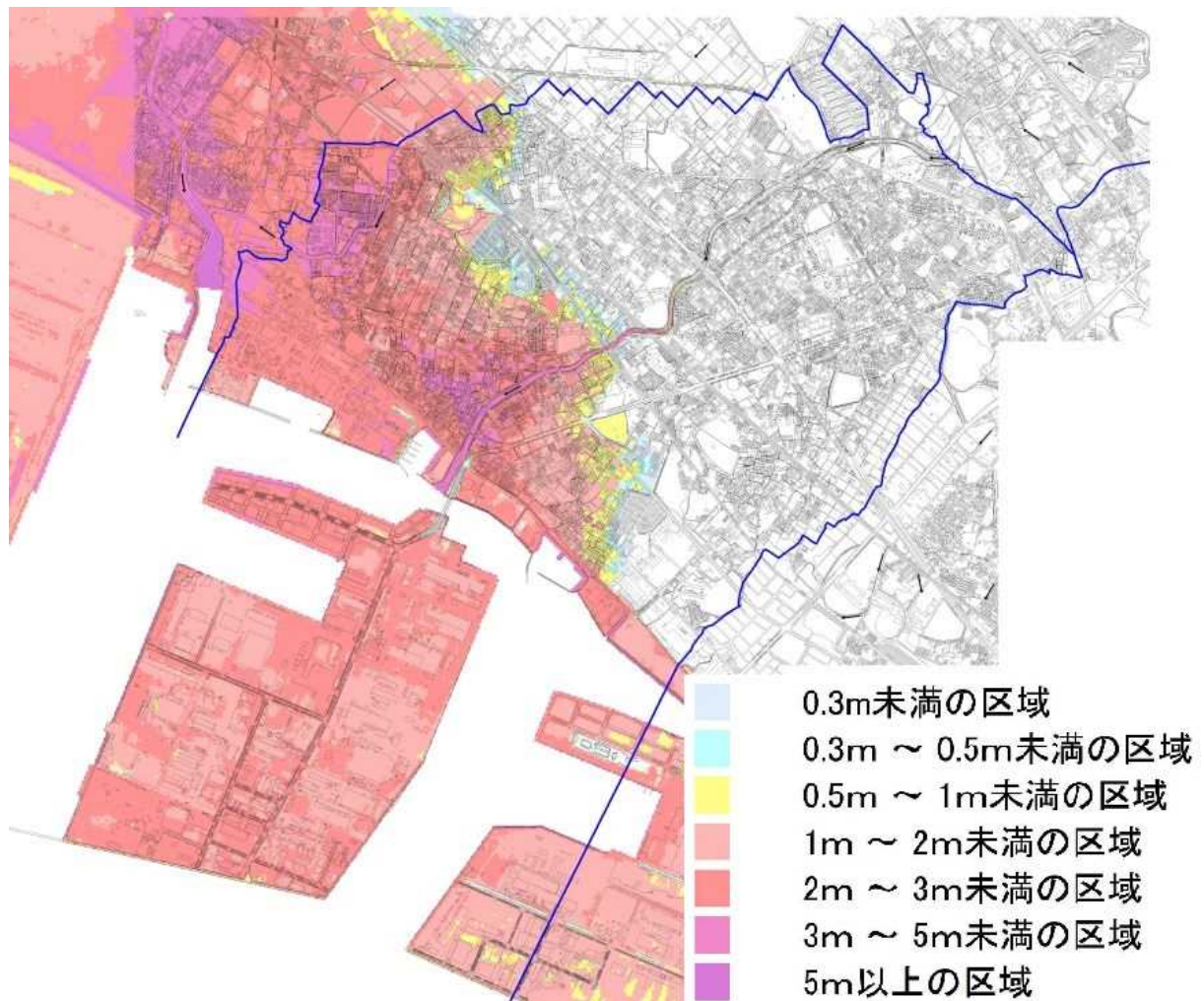
町は、海に接しているため、高潮、高波による被害が想定される。特に台風の際は注意を要する。なかでも大阪湾では紀伊水道から風浪が入ってくるとき、湾奥などでかなりの高潮と高波が予想されるので、阪神地域のように低地部が広がっている地域では、被害が広がりやすい。

町では、高潮の浸水予測区域が公表されている。

< 計算条件 >

台風の規模 (上陸時の中心気圧)	室戸台風規模 (910hPa)
予測に用いた潮位	標高 5.4m の高さ

< 高潮浸水予測区域図 東播磨港 >



4.5 その他事故・災害

4-5-1. 大規模火災

町は、市街化が進展していることもあり、火災が大規模火災に発展する可能性がある。県内では、大規模火災がこれまでにもしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすい。

4-5-2. 危険物事故

町内にも危険物施設があり、危険物事故の可能性がある。危険物施設については、これまでに硫酸などの危険物が漏れる事故が発生しており、阪神・淡路大震災においては、LPG施設でのガス漏れの例がある。県内では瀬戸内海沿岸に取扱い施設が多く、高潮・高波等により、場合によっては大惨事につながるおそれもある。

4-5-3. 突発性重大事案

突発性重大事案は、町内のどこでも起こりうる可能性がある。爆発事故等の大規模事故が発生した場合は、一度に多数の死傷者を伴うおそれがあり、非常に大きな社会的影響が予想される。また、雑踏等で無差別にサリン等の物質が散布されると、物質の種類や量によるが大量の殺傷につながる危険性が高い。

4-5-4. 海上災害

町は海に接しているため、海上災害の可能性がある。海上災害では、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により多数の人的被害につながるおそれがあると同時に、重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生する危険性がある。

4-5-5. 鉄道災害

町には鉄道が通っており、鉄道災害の可能性がある。鉄道における事故のうち、特に多数の死傷者を生じるおそれのあるものとし、事象により次の4つの災害を想定する。

- ① 列車の衝突、脱線、転覆等
- ② 列車の火災又は爆発
- ③ 列車からの危険物等の流出
- ④ 列車と自動車の衝突

いずれの想定においても、さらに管理上の瑕疵による場合と、自然現象等による場合の2つに区分できる。なお、この計画において「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指す。

4-5-6. 道路災害

町には、国道及び県道の主要道路があり、道路災害の可能性がある。道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、災害の事象により次の5つに分類する。

- ① 道路構造物(橋梁等)の瑕疵、自然現象等を原因とする被害
- ② 自動車の火災又は爆発
- ③ 自動車からの危険物等の流出
- ④ 道路上での大きな交通事故
- ⑤ 道路上での極端な雑踏による被害

さらに、事故原因別に、管理上の瑕疵による場合と、自然現象等による場合の2つに区分できる。なお、この計画において、「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高压ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指す。

5. 地域強靱化に向けた基本目標等

5.1 目標設定の考え方

安全で安心して暮らせる播磨町をめざして、基本計画及び兵庫県強靱化計画との調和を保ちつつ、基礎自治体としての役割をふまえ、基本目標及び事前に備えるべき目標を設定し取組を進めていく。

5.2 基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

5.3 事前に備えるべき目標

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5.4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下(サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下)
	5-2 食料等の安定供給の停滞

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

6. 地域強靱化に向けた推進方針

6.1 起きてはならない最悪の事態別の主な取り組み

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの主な取り組みを次のとおり設定するものとします。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

現状・課題等

- ・ 町有施設・学校園について、長寿命化及び耐震化を進めるとともに、非常時に問題が無いか検討する必要がある。
- ・ 昭和 56 年 5 月以前に着工した住宅の耐震化を促す必要がある。
- ・ 道路に面したブロック塀の倒壊により人的被害が発生する恐れがある。
- ・ 道路構造物など（橋梁、道路照明、標識等）の落下による二次災害を防ぐため、構造物の点検を行い、安全の確保をする必要がある。

主な取り組み・指標

- ・ 町有施設・学校園について、長寿命化計画等を策定し、改修及び耐震化を行う【所管課】
- ・ 老朽建築物の調査及び対策方針を検討する（平成 26 年度～）【都市計画課】
- ・ 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業により、住宅の簡易耐震診断を無料で行う。また、耐震性の低い戸建住宅に対し、住宅耐震改修工事費・建替工事費等の耐震化に必要な補助を行う（毎年）【都市計画課】
- ・ ブロック塀の撤去・生垣化を推進する制度の利用促進を図る（毎年）【土木課】
- ・ 町道の橋梁については、5 年毎に橋梁定期点検を実施し、修繕計画を見直す。また、必要に応じ補修を行う（平成 25 年度～）【土木課】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の密集率が高く狭い道路が多い地域は、火災が延焼する危険性が高い。 ・火災の早期発見、初期消火のために必要な消防用設備等については、適正な維持管理及び取扱訓練を行う必要がある。
主な取り組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・住民の理解と協力を得て狭い道路整備事業を進める（毎年）【都市計画課】 ・密集市街地については地域住民との協働による計画的な整備を目指す（適宜）【都市計画課】 ・消防用設備等の設置を促進し、消火訓練等により知識・技術の普及を図る（毎年）【危機管理課】 ・消火栓及び消火栓用ホース格納箱の設置・維持管理を適切に行う（平成 30 年度～）【危機管理課】 ・防火に関する講習会、講演会等を実施する（平成 30 年度～）【危機管理課】 ・耐震性防火水槽の設置を進める（平成 30 年度～）【危機管理課】 ・消防団の使用する消防車や装備等の更新・適切な維持管理を行う（毎年）【危機管理課】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難において、住民一人ひとりが適切に避難行動を行えるよう、ハザードマップなどによる啓発・訓練を行う必要がある。 ・釣り客やプレジャーボートの利用者等については、津波情報の伝達手段が限られる。 ・全ての防潮ゲートを閉鎖するには時間を要しており、適切かつ安全に防潮ゲートを閉鎖するための対策を講じる必要がある。 ・海岸、海岸保全施設を整備・維持する必要がある。
主な取り組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・住民への津波に関する啓発活動を行う（毎年）【危機管理課】 ・津波避難訓練を行う（毎年）【危機管理課】 ・釣り客やプレジャーボートの利用者等には、ラジオなどの情報伝達手段の携帯を呼びかける（平成 25 年度～）【危機管理課】 ・防潮ゲート等海岸施設を維持・管理する（毎年）【土木課】 ・防潮ゲートの常時閉鎖箇所を増やし、廃止に向け関係者と協議・調整する（平成 30 年度～）【危機管理課・土木課】 ・防潮ゲートの閉鎖操作の習熟訓練を実施すると共に、操作の効率化に向けた検討を行う（平成 30 年度～）【危機管理課・土木課】 ・漁港・海岸施設は、保全計画を策定し、施設の長寿命化を計画的に行う。（平成 30 年度～）【土木課】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・喜瀬川及び加古川水系河川（水田川、別府川）の浸水想定区域の見直しが実施されたため、ハザードマップを最新の状態とする必要がある。 ・都市化の進展に伴い、大雨の際には今まで地中に浸透していた雨水が、集中して水路や河川に流れ込み短時間に浸水するリスクが増えてきていることから、ため池をはじめとする一時貯留機能を確保する必要がある。 ・近年、宅地化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る大型台風や集中豪雨の頻発により、内水氾濫や高潮による被害リスクが増大している。 ・喜瀬川は改修済みであるが、水田川については、水田川改修促進期成同盟会（加古川市・播磨町）を通じて、早期に明姫幹線まで改修するよう県に働きかける必要がある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップは必要に応じて修正を行う（適宜）【危機管理課】 ・下水道による都市浸水対策の達成率を向上させる 64.7%（R2）→66.0%（R6）【上下水道課】 ・大雨が予想される場合は、ため池の事前放流を管理者に依頼する（適宜）【産業環境課】 ・播磨町開発指導要綱に該当する開発は、雨水浸透柵の設置を促す（適宜）【都市計画課・上下水道課】 ・雨水貯留施設を設置する建物所有者に補助金を交付する 30基（R2）→55基（R6）【上下水道課】 ・浜田雨水ポンプ場を整備する（令和3年度～）【上下水道課】 ・本荘雨水ポンプ場の耐震化・長寿命化計画に基づき、施設の更新を図る（平成30年度～令和2年度）【上下水道課】 ・県所管である水田川広域改修工事の早期完成を働き掛けるとともに、水田川周辺整備を進める（毎年）【土木課】 ・排水施設等は、老朽箇所や災害に脆弱な個所から順次改修を進める（毎年）【土木課】

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生直後から物資（支援物資）が調達できるようになるまでの間は、備蓄物資で対応する必要がある。 ・食料等の備蓄については、近年課題となっている食物アレルギーにも配慮し、老若男女問わず対応できるよう配慮する必要がある。 ・災害により孤立する可能性のある新島等臨海部等についての備蓄方法を検討する必要がある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対し、各家庭での食料・飲料水・生活必需品の備蓄について啓発する【危機管理課】 ・必要となる食料等を整理し、備蓄計画を更新する（平成 30 年度～）【危機管理課】 ・備蓄計画に基づき必要となる備蓄倉庫の検討、整備を行う（平成 26 年度）【危機管理課】 ・備蓄計画に基づき必要な物資を備蓄し、消費期限・使用期限の管理を行う（毎年）【危機管理課】 ・応急の電源として利用できるように電気自動車等の導入を検討する【関係課】 ・新島連絡協議会等との防災対策協議を通じて、企業内備蓄の促進を図る（平成 30 年度～）【危機管理課】

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p style="text-align: center;">現状・課題等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・町では 44 団体の自主防災組織が結成されており、組織率は 97.7% で高い水準にある。自主防災組織は、地域における共助の要となることが期待されることから、結成・活動への支援を行い、取組みを活性化させる必要がある。 ・町内には「ひょうご防災リーダー」や「防災士」の資格取得者がいるが、防災訓練時等の連携が図れていない。 ・町内では消防団員の被用者の割合が高くなり、日中災害に即時対応できない傾向にある。また、団員の高齢化が進んでいる。
<p style="text-align: center;">主な取組み・指標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に補助金を交付し、自主防災活動や防災資機材等の整備を推進する（毎年）【危機管理課】 ・自主防災組織合同研修会を開催する（毎年）【危機管理課】 ・自主防災組織の災害時行動マニュアルの手引きを作成する（平成 30 年度～）【危機管理課】 ・自主防災組織間の意見交換会や自主防災組織連絡会を定期的で開催する（平成 30 年度～）【危機管理課】 ・防災に関する出前講座を行う（毎年）【危機管理課】 ・ひょうご防災リーダーの育成に努め、資格取得への支援策を継続する（平成 30 年度～）【危機管理課】 ・ひょうご防災リーダーとの防災活動（防災訓練等）での連携を図る（毎年）【危機管理課】 ・若い消防団員や女性消防団員の確保に努める（毎年）【危機管理課】
2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
<p style="text-align: center;">現状・課題等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図ることが不可欠である。 ・新島や沿岸部の企業、また運行不能になった鉄道等から、徒歩で帰宅する人の対策を講じる必要がある。
<p style="text-align: center;">主な取組み・指標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策マニュアルを策定する（平成 30 年度～）【危機管理課】 ・帰宅困難者向けの物資の備蓄に向けた検討を行う（平成 26 年度～）【危機管理課】 ・一時的な避難場所として公園を安心して利用できるよう適切な維持管理を行う。（平成 25 年度～）【土木課】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・初動医療体制について、医師会と協議し、要請方法や活動方法、必要物品について検討が必要である。 ・医療施設の耐震化を進める必要がある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・初動医療体制に関わる連絡調整会議の開催する（年1回）【健康福祉課】
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生・まん延する恐れがある。 ・防疫や感染症予防について、町職員間で知識や情報を共有する必要がある。 ・汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、汚水処理人口普及率を高める必要がある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平素から咳エチケットや手洗い等の励行や予防接種を促進する【健康福祉課】 ・感染症防止対策に関わる連絡調整会議の開催する（年1回）【健康福祉課】 ・公共下水道の未整備個所の解消及び下水道への接続を促進する 人口普及率 97.9% (R2) →98.8% (R6)【上下水道課】

<p>2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>現状・課題等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営マニュアルは作成済みであるが適宜見直す必要がある。また、施設の整備や必要な資機材等を充実する必要がある。 ・町では、災害対策基本法に基づく要配慮者名簿（避難行動要支援者名簿）を整備している。3年に1度調査を行い、同意方式により名簿情報を更新している。 ・避難行動要支援者支援計画（個別計画）については、今後、自治会の策定を促す必要がある。
<p>主な取組み・指標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・避難事業にかかわる担当者間の連絡会議（訓練、研修、点検、マニュアルの改訂含む）を開催する（毎年）【危機管理課・教育総務課・地域学校教育課】 ・避難所に災害時の飲料水及び生活用水を確保する（令和元年度～）【危機管理課・教育総務課】 ・避難所において災害時にも使用することのできる電源を確保する（令和2年度～）【教育総務課】 ・避難所の施設のバリアフリー化を図り、トイレを洋式に改修するとともに多目的トイレの整備を行う（令和2年度～）【教育総務課】 ・避難所に断水時でも使用可能なトイレの整備・水源の確保を進める【教育総務課】 ・避難所での生活環境の向上、プライバシー確保の方策を進める【危機管理課】 ・個別計画の策定に取り組む地域の拡大を図る（毎年）【危機管理課・保険課】 ・避難所での感染症の発生・まん延の防止を念頭に置いた避難所の運営を行うとともにマニュアルについても見直しを行う【危機管理課・教育総務課・地域学校教育課】 ・感染症対策として必要なマスク・フェイスガード・段ボール間仕切り等の資機材の備蓄を進める【危機管理課】

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

現状・課題等

- ・南海トラフによる地震等大規模災害が発生した場合は、広域連携を視野に入れ、今以上に国・県と密接な関係を築く必要がある。また、円滑に公共機関からの支援を得られるよう体制を整備する必要がある。
- ・災害時は、通常業務のうち、特に優先して継続しなければならない業務を予め選定しておき、災害時の応急対策業務と平行して実施していくための体制づくりを行う必要がある。
- ・各業務のシステム化が進んでおり、停電などで長期にシステム使用ができない場合は基本となる住民情報等の把握ができない可能性がある。
- ・災害発生時は、町が有する人員が不足する事態も想定され、他自治体等からの支援を要請し、受け入れることになる。災害発生時に素早い支援の受入ができるような受援体制を検討しておく必要がある。
- ・現在の庁舎（第1庁舎）は老朽化しており、会議室やストックヤード等のスペースも不足している。

主な取組み・指標

- ・国及び関係府県、市町村との連携による図上訓練や実地訓練等の合同訓練を実施し連携強化を図る。（毎年）【危機管理課】
- ・兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、県及び水道事業者間との相互応援体制の強化を図るとともに、連絡管を接続する近隣市との応援給水訓練を実施する（毎年）【上下水道課】
- ・他市町村との相互応援体制を整備する（毎年）【危機管理課】
- ・災害時において、役場の業務を維持、継続するため、人的資源の有効活用検討（正規職員以外も含む）や対応業務の整理、代替庁舎検討など業務継続計画（BCP）を策定する（平成30年度～令和2年度）【危機管理課】
- ・重要な電子データについては、週に1回遠隔地への媒体搬送による保管を実施する（随時）【企画課】
- ・災害時に実施すべき通常業務と災害対応業務の業務量を把握し、受援の必要がある業務を特定し、受援計画を策定する（平成27年度～）【危機管理課】
- ・災害対策本部室（ABC会議室）の機能強化等を図る（平成26年度～）【危機管理課】
- ・防災活動の拠点となる庁舎は当面の間、適切な工事を行い、長寿命化を図る。（平成30年度～）【総務課】

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

現状・課題等

- ・災害対応において情報の収集・伝達は重要であり、町では、情報収集・伝達の主な手段として、災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、防災行政無線（同報系・移動系）、Jアラート（全国瞬時警報システム）、防災安心ネットはりま、Lアラート（災害情報共有システム）等があり、正常に機能するよう維持すると共に、これらの機器の取扱に習熟した職員を増やし、多くの職員が適切に情報伝達を行えるようにする必要がある。
- ・災害時に確実に情報収集・伝達が行えるように、町の有する既存の情報通信機器以外にも、情報収集・伝達手段を多様化させる必要がある。
- ・現状では、外国人への防災情報の提供が充実しているとは言えず、防災訓練への外国人の参加が少なく、外国人支援のためのネットワークの構築が不十分である。

主な取組み・指標

- ・既存の情報収集・伝達手段を整備・維持・拡充すると共に、使用訓練や講習会を行う（毎年）【危機管理課】
- ・防災安心ネットはりまの周知を図り、登録を推進する（毎年）【危機管理課】
- ・情報ボランティア等の活用を含め災害情報伝達手段の多様化に向けた検討を行う（毎年）【危機管理課】
- ・自主防災組織や国際交流協会等の協力を得ながら、地域住民の外国人支援対策を構築していく必要がある（毎年）【協働推進課】
- ・多言語での防災情報の提供体制を整える（随時）【協働推進課】
- ・避難所に災害時の情報伝達手段となる Wi-Fi 環境を整備する（令和 2 年度～）【教育総務課】

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業生産力低下）

現状・課題等

- ・大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、町内中小企業のBCPの策定を促す必要がある。
- ・新島への連絡橋は県道に指定されており、平成25年度は県による耐震性等の調査が行われ、その結果に応じて所要の改修・修繕等が実施されている。町としては、連絡橋が機能を失った場合における対応を検討しておく必要がある。

主な取組み・指標

- ・事業所BCPの策定を商工会と共に働きかける（平成26年度～）【産業環境課】
- ・県に対して新島への連絡橋の強化を図るよう働きかける（毎年）【土木課】
- ・災害時の情報収集手段として設置した、橋梁監視カメラを維持管理する（毎年）【危機管理課】
- ・老朽化し液状化による破損が懸念される新島の配水管を耐震管に更新を行う（令和5年度～）【上下水道課】

5-2 食料等の安定供給の停滞

現状・課題等

- ・緊急輸送のための拠点として、町内の県道本荘平岡線、一般国道250号を緊急輸送路、望海公園（グラウンド）・秋ヶ池運動場をヘリコプター臨時離着陸場適地として指定している。これらの箇所については、町が率先して情報収集にあたり、関係機関と連携して、優先的に障害物の除去や交通規制を行う必要がある。
- ・避難者や救援物資輸送のための車両の確保や輸送方法の検討、鉄道など民間事業者への輸送要請等について、予め協議しておく必要がある。

主な取組み・指標

- ・緊急時の交通支障箇所の情報収集方法・体制を検討する（毎年）【危機管理課】
- ・輸送用車両等の確保のため民間事業者等との災害時応援協定を締結する（毎年）【危機管理課】
- ・町公用車を緊急通行車両として事前届出を行う（平成26年度～）【危機管理課】

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に各事業者と連絡が取れるよう、インフラの管理者と事前協議し、緊急連絡網等を作成する必要がある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・町道等に設置されている電柱・ガス管等のインフラ管理者と緊急時に連絡が取れるよう連絡網を作成する（適宜）【土木課】 ・災害時におけるLPガス等の供給に関する協定を締結する（適宜）【危機管理課】
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・人口急増期（昭和50年代）に急速に整備された浄水場や管渠等の水道施設の老朽化が進行しており、地震により被災する恐れがある。 ・被災した水道施設を早急に復旧する体制を構築する必要がある。 ・避難所等への飲料水・生活用水の供給体制を構築する必要がある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・播磨町水道災害対応行動指針を充実化させる（毎年）【上下水道課】 ・浄水・配水施設の適正な維持管理を行うとともに、第3配水池の耐震化等を検討する（毎年）【上下水道課】 ・基幹管路について、順次耐震管への布設替を実施する（平成30年度～）【上下水道課】 ・復旧に要する資機材の確保を図るとともに、町内業者との協力体制、町外からの受援体制の構築を図る（毎年）【上下水道課】 ・隣接市からの連絡管等による給水方法の充実を検討する（平成30年度～）【上下水道課】 ・給水訓練を行うと共に、給水体制の強化に向けて給水車等の配備を検討する【上下水道課】 ・水道台帳システムの機能強化を図る（令和3年度～）【上下水道課】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・本町の汚水処理は加古川下流浄化センターで行っており、兵庫県において耐震化が進められている。一方、管渠については耐震診断を行い、結果により耐震化を進める必要がある。 ・し尿は新島にある加古郡衛生事務組合の加古郡衛生センターで処理しているが、施設の老朽化対策が必要である。また、し尿の収集業務は民間委託により実施しているため、災害時の協定等の検討が必要である。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・重要な幹線管渠から順次耐震診断及び耐震性能を検証するとともに、耐震性能を有しない管渠の改修を行う（平成 27 年度～）【上下水道課】 ・常時、管渠の流下状況を点検把握し、堆積物の除去及び損傷箇所の補修を行う（毎年）【上下水道課】 ・下水道台帳システムの機能強化を図る（令和 4 年度～）【上下水道課】 ・し尿処理施設の需要量が減少しているため、中小規模の改造工事を行い、長寿命化を図る（令和 2 年度～）【産業環境課】 ・災害時のし尿の収集業務も含めたし尿処理体制を確立する（令和 2 年度～）【産業環境課】

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・町道については、毎月 1 回、職員による道路パトロールを行っており、平時の道路に関する点検方法は確立されている。これを基本とし、平時から適切な維持管理を行うとともに、緊急時の公共インフラ等の点検等復旧体制を整備する必要がある。 ・応急措置のための資機材として、簡易な応急措置材料は常備しているが、定期的に在庫の点検を行う必要がある。 ・道路台帳は整備済だが、緊急時などに道路の状況を記入、表示する機能がないため、災害時に対応できるように、改良が可能かどうか検討する必要がある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・町道舗装修繕計画により舗装改修工事を行い、安全で円滑な交通の確保及び維持管理を行う。（毎年）【土木課】 ・定期的に、常備材料の点検を行う（毎年）【土木課】 ・町道の橋梁については、5 年毎に橋梁定期点検を実施し、修繕計画を見直す。また、必要に応じ補修を行う。（平成 25 年度～）【土木課】（再掲）

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
現状・課題等
・本荘雨水ポンプ場の耐震化・長寿命化が必要となっている。
主な取組み・指標
・本荘雨水ポンプ場の耐震化・長寿命化計画に基づき、施設の更新を図る（平成30年度～令和2年度）（再掲）【上下水道課】 ・非常時において排除能力を最大限発揮できるよう適切な維持管理に努める（毎年）【上下水道課】

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の密集率が高く狭い道路が多い地域は、火災が延焼する危険性が高い。 ・火災の早期発見、初期消火のために必要な消防用設備等については、適正な維持管理及び取扱訓練を行う必要がある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・住民の理解と協力を得て狭い道路整備事業を進める（毎年）【都市計画課】（再掲） ・密集市街地については地域住民との協働による計画的な市街地整備を進める（適宜）【都市計画課】（再掲） ・消防用設備等の設置促進及び消火訓練等知識・技術の普及を図る（毎年）【危機管理課】（再掲） ・消火栓及び消火栓用ホース格納箱の設置・維持管理を適切に行う（平成30年度～）【危機管理課】（再掲） ・防火に関する講習会、講演会等を実施する（平成30年度～）【危機管理課】（再掲） ・耐震性防火水槽の設置を進める（平成30年度～）【危機管理課】（再掲） ・消防団の使用する消防車や装備等の更新・適切な維持管理を行う（毎年）【危機管理課】（再掲）
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・町には漁港内にプレジャーボート等の係留施設があり、津波や高潮災害時には、漂流物として市街地に流れ込み、二次的被害を及ぼす可能性がある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボート等の係留強化を所有者に啓発する（毎年）【土木課】
7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に倒壊等の恐れがある空家等の老朽建築物は、必要に応じて所有者に対し取り壊しを促す等の対策を講じる必要がある。 ・道路に面したブロック塀の倒壊により交通障害が発生する恐れがある。 ・地下構造物（上水道、下水道等）の破損により、道路陥没が生じる恐れがある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽建築物の調査及び対策方針を検討する（平成26年度～）【都市計画課】 ・空家を抑制する利活用支援を行う（毎年）【都市計画課】 ・ブロック塀の生垣化を推進する制度の利用促進を図る（毎年）【土木課】（再掲） ・上水道管の新設・改築時には耐震性を有した構造とする。下水道管は重要な管渠から耐震診断を行い、耐震化を進める（毎年）【上下水道課】

7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	現状・課題等
	・町内における多くのため池は住宅地に隣接しており、堤体の決壊は大きな被害を生む。また、農業後継者が不足する中、ため池管理に関する知識の継承が重要になっている。
	主な取組み・指標
	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による点検結果を踏まえ、脆弱性が認められる施設等については、事業必要性の有無を検討する（平成30年度～）【産業環境課・土木課】 ・ため池管理者と情報交換を行う（毎年）【産業環境課】 ・ため池ハザードマップを作成し、啓発を行う（令和2年度～）【危機管理課】
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
	現状・課題等
	・町には臨海部の工場地帯を中心に多くの危険物や化学物質がある。危険物等施設はそれぞれ取扱い事業者が設置、管理していることから、取扱い事業者、関係機関と連携し予防対策を講じることが必要である。
	主な取組み・指標
	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱い事業者や兵庫県や加古川市消防本部等の関係機関と連携し、訓練、情報交換等を行う（毎年）【危機管理課】 ・事業者に対して流出する恐れのある危険物、事業所の瓦礫等の回収方法、保管場所等の検討を促す（平成30年度～）【産業環境課】

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

現状・課題等

- ・災害廃棄物を円滑に処理するために、県、各市町及び関係一部事務組合において、相互応援に関する協定が締結されている。
- ・応援体制が整うまでの間に町独自で行う廃棄物処理について、協力事業者の確保も含め、体制を確立させる必要がある。
- ・令和4年度から可燃・不燃・粗大ごみについては広域で処理を行っており、播磨町のごみ処理施設は運転を停止している。・災害廃棄物の一時保管場所について、候補地をあらかじめ検討しておく必要がある。

主な取組み・指標

- ・災害時の廃棄物処理体制を確立する（令和2年度～）【産業環境課】
- ・災害時の廃棄物処理計画を策定する（令和2年度～）【産業環境課】
- ・令和4年度から加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町で運営する広域ごみ処理施設（所在地：高砂市）については、災害発生時においても施設を安定的に稼働できるよう必要な整備を行っていく。また、ごみ処理中継施設から、町内の廃棄物を適正かつ効率的に広域ごみ処理施設に運搬する。さらに、災害発生時においても安定的に処理・運搬できるよう必要な整備を行っていく（令和2年度～）【産業環境課】
- ・一時保管候補地の選定を進め、必要な場合は協定を締結する（令和2年度～）【産業環境課】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害の経験に乏しく、職員数も少ないため、大規模災害が発生した場合は、円滑な対応ができない恐れがある。 ・家屋被害認定の調査可能な棟数は1日当たり1班2人で約20棟といわれており、他市町からの支援を受け入れたとしても圧倒的に不足している状況にある。 ・家屋被害認定調査を迅速に行うためには、その基礎資料となる家屋評価図面等が支障なく活用できるよう準備が必要である。 ・応急危険度判定士はボランティアの建築士であり、町内在住の応急危険度判定士は少なく、登録数も伸び悩んでいる。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に他の市町村との応援体制を整備する（毎年）【危機管理課】 ・他市町での災害において家屋被害認定に関する支援の要請があれば可能な限り対応し、経験を積む（随時）【危機管理課・税務課】 ・家屋被害認定士・家屋被害コーディネーターを育成する【税務課】 ・被災者支援のため罹災証明の発行の迅速化を図る【危機管理課・税務課】 ・被災建築物応急危険度判定協議会、兵庫県被災宅地危険度判定協議会主催の講習会、訓練へ参加する（毎年）【都市計画課】
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・町文化財（建造物）の防火訓練が適時行われておらず、耐震化も進んでいない。 ・貴重な文化財（美術工芸品）の保存・管理が十分できていない。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・町文化財管理者連絡会及び研修会を開催する（毎年1回）【郷土資料館】 ・全国文化財防火デー（1月26日）又はその前後に防火訓練を実施する（毎年1箇所）【郷土資料館】

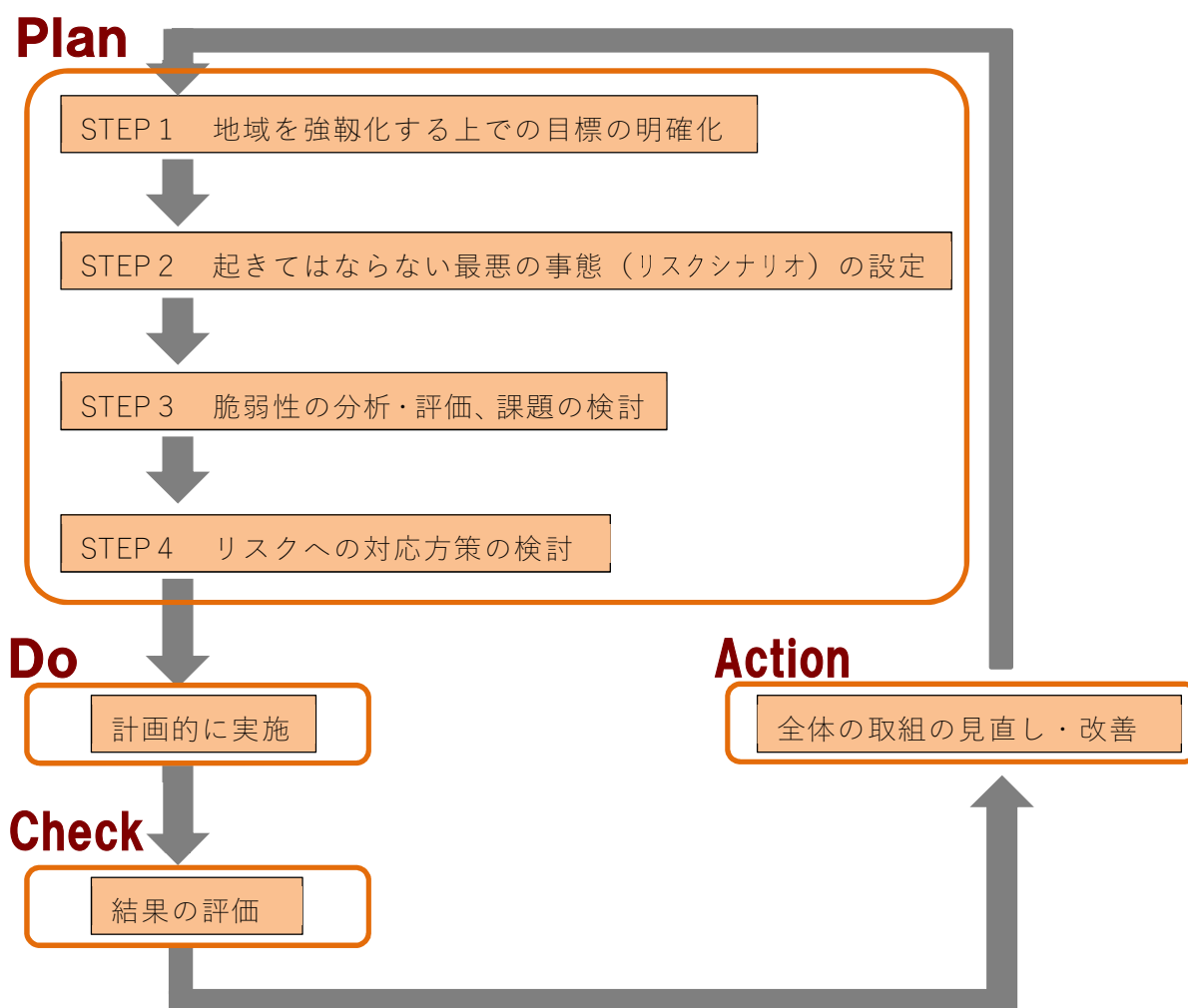
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
現状・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅は、災害救助法に則り、建設は県が実施し、管理は町で行うことになるため、業界の協力を得られるように努めるとともに、予め建設可能な土地を把握しておく必要がある。なお、仮設住宅の建設候補地としては、北池広場、城池広場を選定している。 ・ 住民の土地に対する権利意識が高く、筆界確認によるトラブルが生じて災害復興が遅延する恐れがある。
主な取組み・指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅建設予定地について必要に応じて選定・見直しを行う（毎年）【都市計画課】 ・ 応急仮設住宅建設の他に、状況に応じて公営住宅等の空き室を提供するなど既存施設を活用することも検討する（毎年）【都市計画課】 ・ 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定を締結している兵庫県と連携する（毎年）【都市計画課】 ・ 社会資本整備総合交付金における基幹事業に位置付けされた、地域住宅計画に基づく事業として地籍調査を推進することにより、復興の迅速化、都市基盤整備及び住宅用地等の用地確保を容易にする（平成 25 年度～）【都市計画課】

7. 計画の推進

7.1 計画の推進と見直し

本計画による強靱化を着実に推進するため、重要業績評価指標の目標値を用いて進行管理を行うとともに、関連計画とも整合を図り、計画的な社会基盤整備事業の推進を図る。社会経済情勢等の変化や施策の推進状況、国、県及び関係機関等の動向も踏まえ、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組を推進する。

また、計画内容は、概ね5年ごとに見直す。なお、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとする。



(別紙)

強靱化を推進する主な事業（令和2年度～令和6年度）

番号	事業名	事業箇所	事業概要	リスクシナリオ	所管
1	長寿命化 修繕事業 (橋梁)	町内	橋梁の計画的な補修により安全性を確保するとともに効率的に維持管理	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	土木課
				6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	
2	住宅耐震 推進事業	町内	住宅の簡易耐震診断、耐震性の低い住宅に対する耐震化に必要な補助	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	都市計画課
3	漁港海岸長寿命 化事業	古宮漁港 阿閑漁港	海岸保全施設の防護機能を長期間維持するため適切に維持管理	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	土木課
4	漁港機能保全事 業	古宮漁港 阿閑漁港	漁港施設の長寿命化を図り、機能保全を目的とした適切な維持管理	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	土木課
5	長寿命化修繕事 業 (公園)	町内	都市公園施設の老朽化に対する安全対策と効率的な維持管理	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	土木課
6	公共下水道事業 (未普及対策)	町内	污水管の整備	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	上下水道課
7	学校施設環境改善	町内	播磨町教育施設長寿命化計画に基づく長寿命化改修	2-6 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	教育総務課
8	公共下水道事業 (老朽化対策)	町内	ストックマネジメントの作成及び老朽化対策工事	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	上下水道課
9	長寿命化修繕事 業 (道路)	町内	町道舗装修繕計画に基づく舗装改修による安全で円滑な交通の確保及び効率的な維持管理	6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	土木課
10	公共下水道事業 (浸水対策)	町内	雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	上下水道課
11	地籍調査事業	町内	地籍の明確化を行い、災害時の復興の迅速化を図る	8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	都市計画課
12	海岸保全施設 整備事業	古宮地区	津波・高潮に対する防護機能を確保するための海岸保全施設整備	1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	土木課